

2401.20 1. たばこ混合物

本品は、重量比で（i）75%の保存処理された Virginia, Burley（及び、ある場合は Oriental たばこ）のカットしていない、骨を除いた葉（“小片”）と（ii）25%のくずたばこをシート状にしたものから成る混合物である。このくずたばこをシート状にしたものと小片のたばこの葉は、サイロの中で制御しつつ重ねることにより混合される。

通則 2（b）及び通則 3（b）を適用

商品名 “Basic Blended Strip (BBS)”

2402.20 1. ビーディー

本品は、粗く切ったブレンドしてないタバコ約 0.2 グラムを、紙の代わりに黒檀の葉で包んだものである。

これらは細い糸で縛られており、シガレットとして喫煙される。形状は、ゆるやかな円錐形で種々の長さ（約 6～8 センチメートル）で提示される。

通則 1 の適用による。

2403.19 1. Non-aromatic cut tobacco

本品は、発酵し、骨を除いたたばこの葉を、細い幅（約 1 mm）に切った様々な長さ（最長 4 cm）の小片から成る。

通則 1 及び 6 を適用

2403.99 1. 切断して圧延した膨張茎 (GRES: Cut rolled expanded stems)

たばこの茎は、破碎され、圧延された後、所定の幅に切断される。その後、それらは調湿され、茎を膨張させるために熱にさらされる。このようにして得られた本品は、直接喫煙に使用することはできず、紙巻きたばこに充填するために使用されるカットたばこ（カットフィルターたばこ (CFT)）の製造原料として使用される。

通則1及び6を適用

2403.99 2. 膨張させたたばこ茎 (ETS: Expanded tobacco stems)

たばこの茎は、切断され、特殊な容器に入れて二酸化炭素と混合して加圧される（これにより、二酸化炭素は固体状態（ドライアイス）に変わる。）。その後、たばこの茎と二酸化炭素は加熱され、二酸化炭素は気体状態に戻る。二酸化炭素が放出されると、たばこの茎は膨張する。このようにして得られた本品は、直接喫煙に使用することはできず、紙巻きたばこに充填するために使用されるカットたばこ（カットフィルターたばこ (CFT)）の製造原料として使用される。

通則1及び6を適用

2403.99 3. 使い切りの経口ニコチンパウチ

本品は、たばこ、医薬品グレードのニコチン、水及びその他の食品グレードの成分（ユーカリ及び松の木の繊維、香料並びに甘味料を含む。）を含有している。使用者は、本品を歯茎及び上唇の間に置く。使用中、ニコチン及び香味料が放出され、ニコチンのみが歯茎の口腔（くう）粘膜から吸収される。本品は、娯楽用であり、禁煙を補助することを意図したものではない。

通則1及び6を適用



2403.99 4. かぎたばこ

本品は、粉碎したたばこの葉及びその他の様々な香料（メントール、かんきつ類及びユーカリ等）から製造される。本品を鼻腔（くう）内で嗅ぎ、ニコチン及び香料を摂取する。

通則1及び6を適用



2404.11 1. たばこカプセル

本品は、カートリッジ及びバッテリーから成る電気加熱式デバイスと共に使用されるもので、分離して提示される。

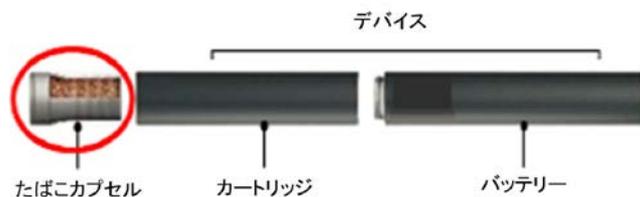


図1

たばこカプセルとデバイス(分類対象にデバイスは含まない)

本品は、円筒形（長さ 22.9 mm、直径 9.5 mm/8.4 mm）で、粒状のシートたばこ、水、香料、炭酸カリウム及び結合剤約 0.31g が充填されたポリプロピレン製の外装カプセルと、アセチルセルロース製のマウスピースから成る。本品の総重量は約 0.56g である。

本品は、プロピレングリコール、グリセロール及び水から成る液体を含むカートリッジの末端に挿入される。カートリッジをバッテリーに接続した後、本品は吸気のために口にくわえられる。吸い込むと同時にバッテリーのセンサーが反応し、カートリッジの内側が加熱されることにより、カートリッジ内の液体が蒸気となる。カートリッジから生じた蒸気が本品を通り抜けることにより（図2）、粒状のシートたばこを加熱し、粒状のシートたばこから放出されるフレーバーとニコチンを吸収する。ニコチン含有の煙霧（蒸気）は、従って、たばこを燃焼させることなく生み出される。

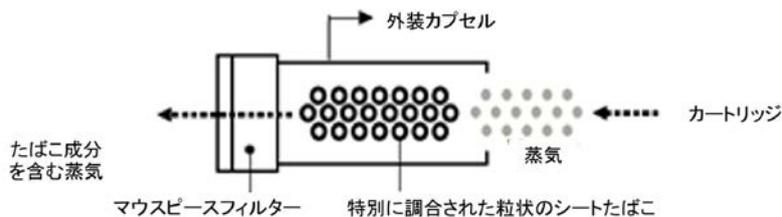


図2

たばこカプセル

通則 1（第 24 類注 2 及び 3）及び 6 を適用

2404.11 2. たばこを含有する吸引用の物品

本品は、電気加熱式デバイスと共に使用されるものである。

本品は、円筒形（長さ45ミリメートル、直径7.3ミリメートル）で、たばこプラグ、中空のアセテートチューブ、ポリマーフィルムフィルター、低密度酢酸セルロース製のマウスピースフィルター並びに外面及び口端の紙から成る。

たばこプラグは、異なる種類のたばこを含有する粉末、結合剤及び湿潤剤（水、グアガム及び天然のセルロース繊維）並びにエアロゾルの生成を促進するためのグリセリンから製造される。たばこプラグは、アルミニウムラミネート紙に包まれている場合もある。

たばこプラグの重量は約0.3グラムである一方で、本品の総重量は0.8グラム程度である。

本品は、たばこを燃焼させることなくセンサーで制御された熱を加えるデバイスに挿入して使用される（図2は専ら説明のためのもの）。吸引するために口に入れた際に、本品は、加熱に伴い、ニコチンを含有するエアロゾルを発生させる。

通則1（第24類注2及び3）及び6を適用

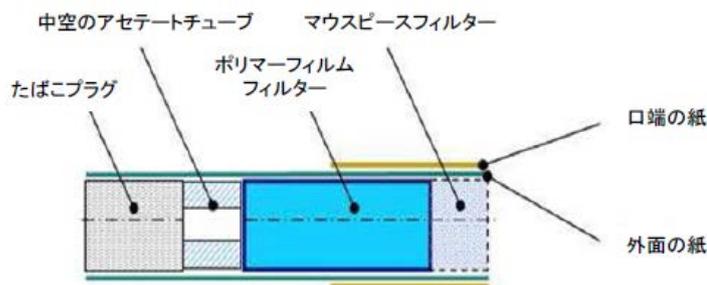


図1 たばこスティック



図2 たばこスティック、ホルダー及び充電器
（分類対象にホルダー及び充電器は含まない）

2404.12 1. 電子たばこ用カートリッジ

本品は、プラスチック製の吸い口並びにプロピレングリコール、グリセロール、ニコチン及びエチルアルコールから成る溶液を染み込ませた吸収物質が入ったプラスチック製の管から成る物品である。当該カートリッジは、カートリッジ内の溶液を加熱し気化させて使用者が吸入する蒸気の霧 (vapour mist) を作る電子たばこに用いられる。

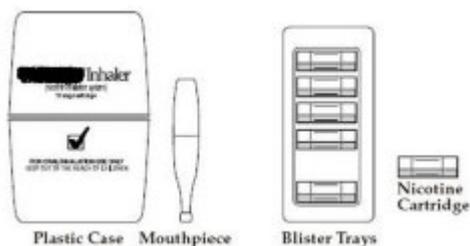
通則1及び6を適用

2404.19/1及び8543.40/1 参照

2404.12 2. 吸引器

本品は、禁煙目的に使用される処方箋限定の器具であり、1つのカートリッジ当たりニコチン10ミリグラムを含有する。本品の供給システムでは、熱を使用しない。使用者は、本品の端のプラスチック製のマウスピースから吸い込むことで、ニコチンが染み込んだ多孔性プラグを含むカートリッジを作動させ、吸引する。ニコチンは放出され、口内及び喉の膜を通して吸収される。各カートリッジは約20分間持続し、1本の紙巻たばことほぼ同量のニコチンを供給する。

通則1及び6を適用



2404.12 3. ニコチンパック

本品は、植物性グリセリン、プロピレングリコール又はニコチン塩を混合したニコチンを含有するもので、様々なニコチン濃度のものがある。本品は、電子たばこ用のリキッドボトルに添加されるものであり、包装に記載された推奨用量に従うことによって、希望するニコチン強度が達成される。本品は、電子たばこ用のリキッドではなく、単独で吸引するものではない。

通則1及び6を適用



2404.19 1. 電子たばこ用カートリッジ

本品は、プラスチック製の吸い口並びにプロピレングリコール、グリセロール、たばこの揮発性油、バニラ、メントール、リナロール、2,5-ジメチルピラジン及び2-アセチルピラジンから成る溶液を染み込ませた吸収物質が入ったプラスチック製の管から成る物品である。当該カートリッジは、カートリッジ内の溶液を加熱し気化させて使用者が吸入する蒸気の霧（vapour mist）を作る電子たばこに用いられる。

通則1及び6を適用

2404.12/1及び8543.40/1 参照

**2404.19 2. 精油拡散器（ニコチン及びたばこ非含有）**

本品は、精油（20%）及びグリセリン（80%）の混合物があらかじめ充填された使い捨ての電子的なデバイスであり、燃焼させることなく、使用者が口から吸い込み鼻から出す蒸気を作り出す。

通則1及び6を適用



2404.19 3. 化学工業生産品

本品は、加圧注入法（Pressure Injection Method）により、天然の鉱石の穴にグリセリン及び香味物質の溶液を染み込ませた化学工業生産品（Shisha-Steam-Stones）である。本品はニコチンを含まない。

本品は、水パイプに入れて用いられ、石を熱し溶液を煮沸することで発生した蒸気を、水パイプから吸入する。

通則1及び6を適用



2404.91 1. ニコチンチューインガム

本品は、2又は4ミリグラムのニコチンを吸着させたイオン交換樹脂、グリセリン、合成ポリマー、炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、ソルビトール及び、とりわけたばこの香りに似せた香料から成るタブレット状のもので、禁煙の目的に用いられる。

通則1（第21類注1（f））及び6を適用

2404.91 2. 使い切りの経口ニコチンパウチ

本品は、医薬品グレードのニコチン、水及びその他の食品グレードの成分（ユーカリ及び松の木の繊維、香料並びに甘味料を含む。）を含有するもので、たばこを含まない。使用者は、本品を歯茎及び上唇の間に置く。使用中、ニコチン及び香料が放出され、ニコチンのみが歯茎の口腔（くう）粘膜から吸収される。本品は、娯楽用であり、禁煙を補助することを意図したものではない。

通則1及び6を適用



2404.92 1. 経皮投与剤

本品は、禁煙しようとする喫煙者がニコチンを摂取するための方法の一つとして用いられるもので主に次のようなものから成る。

- (i) 有効成分（ニコチン）の漏出を防ぐための透明なプラスチックの保護フィルム
 - (ii) 皮膚を通じて循環器系に吸収されるニコチンの保留剤
 - (iii) ニコチンが体内に継続的にかつ制御されつつ放出されるための、有効成分が浸透できる放出制御メンブレン
 - (iv) 使用と同時に有効成分を浸透させ吸収を可能にするための接着層
 - (v) 使用時までそのままの状態を維持するための取外し可能な保護フィルム
- 通則1及び6を適用

検討された物品

“Nicotinell® TTS20”（登録商品名）

ニコチン 35 mg

“Nicotinell® TTS10”（登録商品名）

ニコチン 17.5mg

“Nicotinell® TTS30”（登録商品名）

ニコチン 52.5mg